

令和8年第2回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和8年2月28日(水) 10時02分から11時08分

2. 場 所 大豊町役場 第3会議室

3. 出席委員(9人)

会長	4番	小川	進
委員	1番	小松	真嗣
	2番	秋山	譲二
	3番	酒井	笑子
	4番	原	亜由美
	6番	北村	栄治
	7番	上池	如夫
	9番	宮川	利重
	10番	三谷	晴喜

欠席委員 5番 小笠原 章仁

4. 会議日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案第1号 非農地申請について

第3 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

第6 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

第7 農地中間管理事業の賃借に係る農用地利用集積等促進計画(案)について

第8 その他

5. 会議に出席したもの

事務局書記 小森 紳

産業建設課長補佐 長谷川 静香

産業建設課 宮崎 滉大

6. 会 議

〔議長〕

（出席委員の皆様がおそろいですので）ただいまより令和8年第2回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

（欠席の連絡がありましたのは、小笠原章仁委員の1名です。）

出席委員は、10名中9名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、委員の過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

それでは、日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、

1番小松真嗣委員、4番原亜由美委員のご両名をお願いいたします。

次に日程第2、議案第1号について事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料1ページをご覧ください。議案第1号については、非農地証明願の申請となっております。申請地は、大豊町馬瀬■■■■■■■■■■を含む全7筆で、台帳地目は馬瀬地区の5筆が田、2ページ目の小川地区2筆が畑、現況地目は山林です。

また、今回小川地区については地籍調査未済の場所となっております。

そのため、具体的な場所については21ページの切図及び22ページの航空写真○印（付箋添付）周辺となっております。

馬瀬地区5筆については19ページ、20ページのとおりとなっております、現在地籍調査が終了し確定に向け手続き中の状況です。調査確定後の登記についても山林となる予定でした。

今回、申請地については非農地による地目変更後、第3者への所有権の変更を予定しているとのことで、地籍調査確定前に■■■■氏よりこのタイミングでの申請となっております。

現地について、本来であれば現地を確認することが望ましいですが、2月12日に担当委員の小川会長と事務局吉田、小森で申請者立会いのもと、現地確認へ向かったところ、目的地まで30分以上の徒歩が必要であり、周辺の荒廃状況も含め、安全面を優先した結果確認を見送ることとしました。後日事務局のみで現地へ向かった際も途中で道らしき部分がないことから現地写真を撮ることはできませんでした。

こうした状況をふまえ、小川会長の協力も受け現地のことを知る方や、申請者にも改めてヒアリングを行ったところ、長年農地としての保全管理等は無かったことから、航空写真による周辺の状況も加味し非農地とすることもやむを得ない現況かと考えております。ご審議の程よろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第1号について、私の方からも説明させていただきます。

申請地は事務局説明のとおりとなっており、長年農地としての使用の話もなかったことから、もはや農地としての形を成していないと思われます。そのため、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決いたします。議案第1号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、日程第3、議案第2号に移ります。

事務局に説明を求めます。

〔事務局〕

事務局書記より説明します。

資料23ページ目をご覧ください。本議案は譲渡人■■■■氏から息子である■■■■氏への生前整理による贈与にて農地法第3条の所有権の移転案件となっています。次ページをご覧ください。申請地は、大豊町和田■■■■を含む全4筆となっており、申請地の場所・状況は41ページから45ページのとおりです。登記地目、現況地目ともにそれぞれ田、畑となっており面積は合計2,081㎡です。

令和8年2月10日に譲受人の立会いのもと三谷委員と事務局吉田、小森が現地を確認しています。

お手元の資料32ページの農地法第3条調査書をご覧ください。各号各項の許可判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、31ページの耕作計画書でも確認できるとおり、譲受人は今回の申請農地を含めたすべての農地を耕作する予定であり、全ての農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託でないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件におきましても、31ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の転貸禁止要件ですが、申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

6号の地域調和要件ですが、申請書の28ページの周辺地域との関係に記載のとおり、周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について支障は生じないものと考えられます。その件に関しては2月10日の現地確認において、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断しています。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第2号について、担当委員の説明を求めます。10番三谷晴喜委員。

〔三谷委員〕

はい、10番三谷晴喜です。

先ほど事務局の説明にもありましたが、申請者の農業従事期間や家族の状況、耕作予定の土地の規模について、現地確認をふまえ、善良な管理が見込まれることから、問題ないと判断いたしました。また、農地法第3条2項各号に該当しないとの事務局意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決いたします。議案第2号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、日程第4議案第3号に移ります。

事務局に説明を求めます。

〔事務局〕

事務局書記より説明します。

資料46ページ目をご覧ください。本議案は譲渡人■■■■氏から■■■■氏への生前整理による贈与にて農地法第3条の所有権の移転案件となっています。

申請地は、46ページ、47ページに記載しております、大豊町■■■■を含む全3筆となっており、申請地の場所・状況は63ページから69ページのとおりです。

登記地目は田、現況地目は田、畑となっており面積は合計362㎡です。

令和8年2月4日に譲受人の立会いのもと秋山委員と事務局吉田、小森が現地を確認しています。

資料の順番がおかしくなっており申し訳ありません。お手元の資料54ページの農地法第3条調査書をご覧ください。各号各項の許可判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、60ページの耕作計画書でも確認できるとおり、譲受人は現状、今回の申請農地を含めたすべての農地を耕作する予定であり、全ての農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。こちらの件につきましては後ほど追加の説明をいたします。

2号の農業生産法人以外の法人規定につきましては、譲受人は宗教法人経営者であるものの、本件の取引はあくまで個人としてのものですので該当ありません。また3号の信託についても、信託でないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件におきましても、60ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の転貸禁止要件ですが、申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

6号の地域調和要件ですが、申請書の51ページの周辺地域との関係に記載のとおり、周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について支障は生じないものと考えられます。その件に関しては2月4日の現地確認において、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断しています。

先ほどの全部効率要件についてですが、本件の場所については、ご存じの方もいるかと思いますが、一部を既に■■■■■■■■■■が山椒の試験栽培にて耕作をしている場所となっています。本来であれば■■■■■■■■■■が所有権の移転もしくは賃借等により耕作していく形が望ましいですが、譲渡人である■■■■■■■■■■の意向はあくまで、■■■■■■■■■■氏への所有権移転となっています。

このことから、今後山椒の試験栽培を行う部分については■■■■■■■■■■への作業受委託により引き続いて耕作されることが見込まれますが、農地法3条の所有権移転につきましては譲受人個人、もしくは親族による耕作にて全部効率要件を満たすことが要件となっています。

この部分についてはあくまで個人、親族により耕作を行うという形となっているため、農地法第3条2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていますが、特別なケースでもありますので、委員の方々にも意見をいただきながら、ご審議をいただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第3号について、担当委員の説明を求めます。2番秋山譲二委員。

〔秋山委員〕

はい、2番秋山譲二です。

先ほど事務局の説明にもありましたが、申請者の農業従事期間や家族の状況、耕作予定の土地の規模について、現地確認をふまえ、保全を図ることは可能と見込まれることから、問題ないと判断いたしました。また、農地法第3条2項各号に該当しないとの事務局意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

〔上池委員〕

本件については[]が既に耕作を行っているということで今後の継続についてはどのように考えているのか。

〔秋山委員〕

本地の耕作は休耕農地の活用を目的として耕作し保全をしている。

譲受人は水稻をしたい等の意向があるため、保全が図れるのであれば、[]
[]としては所有者の意向に合わせ経過をみていく。

〔上池委員〕

今回の所有権移転と、[]の取組はそれぞれ耕作していくなかで、もめごとが起こらないような整合性（情報共有）が図れているのか。

〔事務局〕

そちらについては、事務局も懸念があったため、譲受人に確認したところ、自身で耕作を行っていくこととしているが、一部の農地については水稻の栽培を行い、山椒の試験栽培を行っている場所については引き続き活動を行ってほしいという意向も少しある。

〔上池委員〕

所有権を移すということは、所有者の意向により農地の耕作状況は変わるため、後々問題が起こらないといいと考えている。

〔事務局〕

委員のおっしゃるとおり、所有者の意向により状況は変わるため、今後、可能性として所有権が賃料の支払を要請することもあるかもしれないが、そういった場合は中間管理機構事業を通じた賃借契約などで整理すべきか否かの判断も必要となってくると思います。

〔上池委員〕

賃料が発生するという話になっているのか。

〔事務局〕

本人がそういう話をしている訳ではありません。可能性として今後そういったことも予想されるという事務局の見解です。

〔原委員〕

今のケースの話について転貸にあたるのではないか。

〔事務局〕

そうなります。

〔原委員〕

今後、もし所有者が耕作困難となりそういった話がでた場合、今回許可を出した後の同行についてはどのように事務局は把握していくつもりなのか。

〔事務局〕

今回の件については、そもそも受付をしてよい案件なのか、高知県農業会議へ確認をしております。農業会議の回答としては、この所有権移転を許可するのであれば、仮に■■■■■■■■■■が耕作を継続するというのであれば、作業受委託でしかルール上は認めることができないという見解です。ただし、最終の判断については農業委員会として判断されるべき部分となるため、質問の点をふまえ判断をするということになります。

また、事務局の今後として、本議案はたまたまではあるが、農業委員が関係している農地であるため、今後の状況の把握や管理は問題ないと考えている。少なくとも来年度は農地パトロールにて本地を確認しに行くこともあるため、

許可後の所有者に立ち会ってもらい話を聞くなどの取組はできるかと考える。
こうした部分は農業委員の日ごろの活動の一つでもあるため、そういった情報収集により管理はできるものと考えている。

〔原委員〕

今後、1年後か2年後に本人がもし耕作ができなくなった際に問題が発生するということですよ。

〔上池委員〕

中間管理事業の活用すべきかどうかについては、現状は委員会だけで話されている内容ですよ。

〔事務局〕

そうなります。もちろん今回の許可を出す際の条件として中間管理事業の活用を条件として整理することもできるとは考えるし、今後その話がでた際に検討することはできる。

また[]の取組については、役場産業建設課も会に参加することはあるかと思うのでそういった際にも連携をとることで情報共有に努めたいと考えている。

〔原委員〕

私は現場のことを詳しく知らないのですが、山椒の試験栽培について収益は発生しているのか。

〔事務局〕

現状収穫にはいたっていないため、収益は発生していない。

〔原委員〕

今回の件で所有者は、[]へ農地を譲ることもできたと思うが、山椒の試験栽培については後ろ向きな印象があるのか。

〔事務局〕

今回の所有権以外にも生前整理にて大豊町内の土地の譲り渡しが行われている。その流れで今回の申請にいたったものです。

他に意見がないようですので、採決いたします。議案第3号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、日程第5議案第4号に移ります。

事務局に説明を求めます。

〔事務局〕

事務局書記より説明します。

資料70ページ目をご覧ください。本議案は貸し手■■■■氏から借り手■■■■氏への5年間の使用貸借にて農地法第3条の所有権の移転案件となっています。本件はこれまで利用権設定による貸借を行っていた農地であり、設定期間終了に伴い双方へ連絡を行い、使用貸借であったため、手続きの期間、手間をふまえ、3条での申請に至ったものです。

申請地は、大豊町庵谷字■■■■の1筆となっており、申請地の場所・状況は81ページから84ページのとおりです。登記地目は田、現況地目は畑となっており面積は合計1,749㎡です。

令和8年2月10日に譲受人の立会いのもと三谷委員と事務局吉田、小森が現地を確認しています。

お手元の資料78ページの農地法第3条調査書をご覧ください。各号各項の許可判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、77ページの耕作計画書でも確認できるとおり、譲受人は今回の申請農地を含めたすべての農地を耕作する予定であり、全ての農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託でないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件におきましても、77ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の転貸禁止要件ですが、申請農地は相続により貸し手の所有する農地であるため該当ありません。

6号の地域調和要件ですが、申請書の74ページの周辺地域との関係に記載のとおり、周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと思われ、地

域調和について支障は生じないものと考えられます。その件に関しては2月10日の現地確認において、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断しています。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第4号について、担当委員の説明を求めます。10番三谷晴喜委員。

〔三谷委員〕

はい、10番三谷晴喜です。

先ほど事務局の説明にもありましたが、申請者の農業従事期間や家族の状況、耕作予定の土地の規模について、現地確認をふまえ、善良な管理が見込まれることから、問題ないと判断いたしました。また、農地法第3条2項各号に該当しないとの事務局意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決いたします。議案第4号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、日程第6議案第5号に移ります。

事務局に説明を求めます。

〔事務局〕

事務局書記より説明します。

資料85ページ目をご覧ください。本議案は譲渡人■■■■氏から譲受人■■■■氏への売買にて農地法第3条の所有権の移転案件となっており、行政書士を通じて申請に至っております。

申請地は、大豊町■■■■■■■■■■及び■■■■■■■■■■の2筆となっており、申請地の場所・状況は99ページから106ページのとおりです。登記地目、現況地目ともに畑となっており面積は合計1,207㎡です。

令和8年2月12日に譲受人の立会いのもと小川会長と事務局吉田、小森が現地を確認しています。

お手元の資料95ページの農地法第3条調査書をご覧ください。各号各項の許可判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、93ページの耕作計画書でも確認できるとおり、譲受人は今回の申請農地を含めたすべての農地を耕作する予定であり、全ての農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託でないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件におきましても、93ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の転貸禁止要件ですが、申請農地は相続により貸し手の所有する農地であるため該当ありません。

6号の地域調和要件ですが、申請書の90ページの周辺地域との関係に記載のとおり、周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について支障は生じないものと考えられます。その件に関しては2月12日の現地確認において、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断しています。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第5号について、担当委員としての説明をいたします。

先ほど事務局の説明にもありましたが、申請者の農業従事期間や家族の状況、耕作予定の土地の規模について、現地確認をふまえ、善良な管理が見込まれることから、問題ないと判断いたしました。また、農地法第3条2項各号に該当しないとの事務局意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第5号について、発言のある方は挙手をお願いします。

〔原委員〕資料では申請者は通いで耕作することになっているが本当に可能なのか。また、農作業従事年数が発生しているが所有農地は無いという状況はなぜなのか。

〔事務局〕現状は通いにより農作業従事を予定していますが、ヒアリングを行ったところ近隣にある宅地も本件と併せて売買を行う予定となっており、所有農機具含め行く行くは大豊町に移住し農業を行うことを見込んでいるとのことです。

また、農作業歴は4年となっておりますが、所在地では確認したところ、農地の所有はなく、お手伝い等で農業に従事している期間があるため、このような記載となっております。

〔議長〕

ないようですので、採決いたします。議案第5号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、日程第7に移ります。本件については、3番酒井笑子委員が当事者となっております。大豊町農業委員会会議規則第26条の議事参与の制限については、「委員は、自己又は同居の親族若しくは配偶者に関する事項について、その議事に参与することができない。この場合、議長は、当該委員に対し退場を求めることができる。」となっておりますので、本案件につきましては、3番酒井委員は一度ご退場いただき、案件の審議が完了後、正会に復帰いただくこととしたいと思います。皆様、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

〔議長〕

それでは、3番酒井委員におかれましては、審議終了後お呼びするまでご退場をお願いいたします。

(3番酒井笑子委員退場)

〔議長〕

それでは審議に入ります。事務局に説明を求めます。

〔事務局〕

事務局書記より説明します。資料は本日配布しております、107ページからをご覧ください。

本件につきましては、令和5年度の農業経営基盤強化促進法等の改正により、農地中間管理機構による農用地利用等集積等促進計画が創設され、令和7年4月以降の新規で賃料が発生するような借入、貸付等に係る手続きを行う場合、従来の集積計画はできなくなり、今回のような農地中間管理機構を経由した促進計画に統合されます。

本案件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条3項の規定において、「市町村は、促進計画の策定にあたり、農業委員会の意見を聴くものとする」とされていることから意見聴取を行うものであります。

申請地は、 及び の2筆となっており、申請地の場所・状況は113ページから117ページのとおりです。

賃料は10aあたり13,000円です。

利用集積計画要件について、全部効率利用要件は、遊休農地ではありません。

貸付地の有無については、現在、当事者同士での賃借をしている農地であり、農業経営基盤強化促進法による利用権設定であるため、問題ありません。

常時従事要件は、従事日数は180日ですので、150日要件を満たしています。

以上、利用集積計画要件については満たしているものと考え、計画案のとおり決定して問題ないと思われれます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔議長〕

ただいま説明のありました農地中間管理事業の賃借に係る農用地利用集積等促進計画（案）について、発言のある方は挙手願います。

〔原委員〕

農地中間管理機構を通じた促進計画の作成について、期間はどれくらい要し

ているのか。

〔事務局〕

今回の案件については10月から連絡を取り進めている、資料の作成にあたっては農地中間管理機構である高知県農業公社の連携もあり、何とかなる部分もあるが、資料作成、申出にあたり法人の場合だと決算書や印鑑証明書等の提出が必要となるため、申出者は書類を準備するタイミングで苦慮している。

こういった内容は県や公社と話す機会に他の市町村からも意見がでているため、引き続き大豊町も積極的な意見交換を行っていく予定です。

〔議長〕

発言がないようですので、採決をいたします。日程第7について、農用地利用集積等促進計画案については異議ありませんということで回答してもよろしいでしょうか。

(全員挙手)

〔議長〕

挙手全員ですので、異議ありませんということで回答することといたします。

〔議長〕

挙手全員ですので、諮問案のとおり決定することといたします。

それでは3番酒井委員を正会に復帰させます。

(3番酒井笑子委員、正会に復帰)

次に日程第8、その他の件について、各担当に報告を求めます。

・地域計画について

次回3月総会の日程については、3月25日(水)10時からを予定しております。また、高知県農業会議と高知大学の教授が意見交換や、傍聴をする話が出ていますので次回の開催通知と併せてまた連絡させていただきます。

よろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、令和8年第2回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。

署名委員 1番 _____

署名委員 4番 _____